

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ団体振興協議会加盟要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、スポーツ団体振興協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第4条第2項に基づき、協議会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）の加盟に関して、必要な事項を定めるものとする。

(加盟手続)

第2条 加盟団体になろうとする団体は、次の書類を公益財団法人文化・スポーツ振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) その他理事長が必要とするもの
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書

2 前項により承認を受けた加盟団体は、直ちに新規加盟負担金（以下「負担金」という。）として、50,000円を納入しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、第6条第1項により脱退した加盟団体（第6条による脱退が2回以上の団体を除き、脱退した日から3年以内の団体に限る。）が、第1項により承認を受け加盟する場合の負担金を、免除することができるものとする。

(年会費の納入等)

第3条 加盟団体は、年会費として10,000円を毎年8月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した場合は、第2条第1項による承認後、直ちに納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、加盟団体が年会費の納付前に第6条第1項による脱退する場合で、理事長の承認を得たものについては、年会費を免除することができる。

(年会費の使途)

第4条 前条の年会費は、当該年度の公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が行う公益目的事業2【スポーツ振興事業】に使用する。

(届 出)

第5条 加盟団体は、毎事業年度の開始1ヵ月前から開始1ヵ月後の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を財団に届け出なければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書

に次の書類を添えて財団に届け出なければならない。

- (1) 新年度の役員名簿
- (2) 決算時の登録人数

(脱退)

第6条 加盟団体は、次の書類を理事長に提出し、承認を得て脱退することができる。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書
- (3) その他理事長が必要とするもの

2 理事長は、加盟団体が協議会設置要綱第3条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は加盟団体として不相当と認められるときは、理事長は協議会役員会に諮問し、これを脱退させることができる。

(負担金等の清算)

第7条 加盟団体が前条第1項又は第2項により脱退したときは、理由の如何を問わず既に納付した負担金及び年会費を返還しない。

2 脱退前に支払いの義務が生じた負担金及び年会費は、直ちに納付しなければならない。

(松山市スポーツ少年団)

第8条 単位スポーツ少年団が加盟する「松山市スポーツ少年団」は財団が設置することとし、前6条を摘要せず、加盟団体とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。